

市有地の貸付に係る公募型プロポーザル実施  
仕様書

本仕様書は、亀岡市(以下「本市」という。)が行う「市有地の貸付に係る公募型プロポーザル実施要項」に基づく事業者の募集にあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 概要

- (1)貸付物件 亀岡市北町 51 番地 宅地 526.99 m<sup>2</sup>
- (2)契約方法 借地借家法第 23 条第 2 項に基づく事業用定期借地権設定契約
- (3)契約期間 20 年以上 30 年未満
- (4)提案価格 最低額 年額 1,920,000 円

2 趣旨

本市有地は、本市にとって歴史的・文化的に意義ある場所に位置し、観光・文化の発信及び振興に寄与する形で有効利用を図ることを目的に、民間事業者のノウハウを活用することで周辺環境との調和を図り、市民が親しみを持てる活用提案を公募型プロポーザルにて募集し最もこれに資する事業者の有償貸付を行うものである。

3 募集及び選定スケジュール(予定)

項目	期日(期間)
実施要項配布	令和 8 年 6 月 1 日(月)~6 月 9 日(火)
現地見学会	令和 8 年 6 月 10 日(水)
質問書の受付	令和 8 年 6 月 1 日(月)~6 月 11 日(木)
質問書に対する回答	令和 8 年 6 月 16 日(火)
参加資格確認書類の提出期限	令和 8 年 6 月 19 日(金)
参加資格確認結果の通知	令和 8 年 7 月中旬頃
提案書類等の提出期限	令和 8 年 7 月 29 日(水)
選定委員会	令和 8 年 8 月中旬頃
優先交渉権者の決定通知	令和 8 年 8 月下旬頃
基本協定の締結	令和 8 年 9 月中
契約の締結	令和 8 年 10 月中
敷地の引き渡し	令和 8 年 12 月 1 日(火)

4 その他

- ・詳細は「市有地の貸付に係る公募型プロポーザル実施要項」による。
- ・公正証書により締結。公正証書作成に係る費用及び借地権設定登記に必要な費用は事業者負担。
- ・本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議し決定する。